

(公印省略)

平成30年 2月 7日

小規模多機能型居宅介護事業所

管理者 様

太田市長 清水 聖義

(長寿あんしん課)

小規模多機能型居宅介護事業所における定員超過の考え方について (通知)

日頃より、本市介護保険の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

表題の件について、次のとおり取り扱いますので、周知致します。

小規模多機能型居宅介護事業所は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて提供してはならないとされています(根拠法令等参照)。しかしながら、利用者の容態、希望等により特に必要と認められる場合は、一時的に通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えることはやむを得ないものとしています(特に必要と認める場合の一例参照)。

原則として、事業所は利用サービスの調整を図り、定員超過とならないよう、検討することが必要となります。検討した結果、やむを得ず定員超過となった場合は、他の通いサービス及び宿泊サービス利用者と同等のサービスが受けられるよう環境を整えるとともに超過の期間、理由等を記録に残してください。

なお、必要に応じて記録の内容を確認させていただく場合もございますのでご承知ください。

■特に必要と認める場合の一例

- 登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合
- 事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合
- 登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用者数が定員を超える場合

■根拠法令等

- 太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年3月21日 条例第9号)第101条ただし書
- 太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の定員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年3月21日 条例第10号)第58条ただし書
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日 老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号 第三・四・4(13))

太田市役所 長寿あんしん課 地域支援係
(TEL) 0276-47-1856